

事業主向け

三重障がい者 雇用促進 オンラインセミナー

Zoomを
使った

2022年(令和4年)

3月9日 水

13:30 ~ 15:00

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、法第43条に障害者の雇用の義務を規定しています。

「一億総活躍社会の実現」に向け、障がい者をはじめとした、多様な働き手の参画、働く人の視点に立った働き方を実現するための取組として、本セミナーでは雇用から職場定着までをテーマに、講演ならびに事例発表を行います。

主催：厚生労働省三重労働局
/ハローワーク

共催：三重県

後援：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
三重障害者職業センター
三重県商工会議所連合会
三重県商工会連合会
三重県経営者協会
三重県中小企業団体中央会

プログラム

- 説明 (13:30~13:45)
「障がい者雇用の現状及び障がい者雇用促進に向けた施策等について」
三重労働局 職業安定部
- 講演 (13:45~14:45)
「障がい者雇用を進めるために
～切り出し・採用・職場定着・キャリアアップ～」
就労移行支援事業所マーム(名古屋市)
事業本部長 宮崎 潔 氏
- 事例発表 (14:45~15:00)
「県で一番社員にやさしい会社を目指す」
株式会社 石吉組(志摩市)
(令和2年度障害者雇用優良事業所等表彰
三重県知事表彰受賞企業)

申込方法・期日

視聴無料!

2月28日(月)までに、QRコードを読み取るか、次のURL (<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke2/form.do?id=1637304887513>) からお申し込みください。入力されたメールアドレス宛にセミナー前日までにZoomのID等を通知いたします。

定員：100名

(事前申込制、定員になり次第締め切らせていただきます)

- 申込方法に関する問い合わせ先
三重県 雇用経済部 雇用対策課
障がい者雇用班 TEL 059-224-2510



セミナー全般に関する問い合わせ先

三重労働局 職業安定部 職業対策課

受付時間 月~金 8:30~17:15

TEL 059-226-2306

三重労働局からのお知らせ

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

趣旨

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」だが、企業で働く一般の従業員が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限定的。ハローワークでは、一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となる講座を、平成29年秋より開始。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- 内容 ◆ 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- メリット ◆ 精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
- 講座時間 ◆ 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- 受講対象 ◆ **企業に雇用されている者を中心に、どなたでも受講可能**
- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問わない。
 - ※ 受講者には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈（数に限りあり）。



ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も実施。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士などが相談対応することも可能。

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）

もにす認定制度とは？

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となるメリット

- ◆ 障害者雇用優良中小事業主認定マーク（愛称：もにす）が使用できます。
自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます。
- ◆ 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります。
厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。
また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります。御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます。
- ◆ 日本政策金融公庫の低利融資対象となります。
日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます。詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。
- ◆ 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります。
地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください。



「認定事業主」になるには、都道府県労働局またはハローワークへ申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主 検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

